

平成 24 年 2 月 29 日

条例第 12 号

## 大阪市市長直轄組織設置条例

(目的)

第 1 条 市長の強力なリーダーシップの下に、市長の権限に属する事務を迅速に遂行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定により、市長直轄組織として次に掲げる組織を置く。

副首都推進局

市政改革室

デジタル統括室

総 務 局

都市交通局

(事務分掌)

第 2 条 前条に掲げる組織の分掌する事務は、次のとおりとする。

副首都推進局

(1) 副首都化（大都市制度を含む。）に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

(2) 公立大学法人大阪に関する事項

市政改革室

(1) 市政改革の推進に係る総合調整、進捗管理及び指導に関する事項

(2) 行財政改革に係る企画及び立案並びに推進に関する事項

(3) 市民参加の推進に関する事項

(4) その他市政改革の推進に関する事項

デジタル統括室

(1) デジタル施策に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

総 務 局

(1) 市の行政一般その他他の主管に属しない事項

(2) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに組織に関する事項

(3) 職員の公正な職務の執行に関する事項

都市交通局

- (1) 地下鉄、バス等の市内交通に関連する交通施策の企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

(施行の細目)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（令和8年5月29日条例第36号）

この条例の施行期日は、市長が定める。